

平成 11 年度予算編成および税制改正 に関する意見

社団法人 関西経済連合会

日本は未曾有の経済危機に直面している。いまや日本経済の動向にアジアをはじめ世界が注目しており、わが国の責任は重い。この事態に対処するため、小渕内閣がみずから「経済再生内閣」と位置付け、金融システムの再生に向けた取り組み、事業規模 10 兆円超の第 2 次補正予算の編成、6 兆円を相当程度上回る恒久的減税の実施などの対応をいち早く決定したことを高く評価する。

今後、政府は、すでに措置されている対策の実施に万全を期すとともに、今回打ち出した追加対策をスピーディーに実行できるよう、与野党にも協力を求めて国会審議を遅滞なく行う必要がある。

併せて、これら緊急対策の経済効果を一層高めるためには、国民の将来への不安感を払拭するとともに、わが国の国際的信用を取り戻す必要がある。その意味で、21 世紀のわが国のあるべき姿および構造改革の推進を含む中長期的な経済再生ビジョンの検討が早急に行われることを期待する。

小渕総理には経済再生の実現に向け、内閣の命運をかけて強力なリーダーシップを発揮してもらいたい。われわれ関西経済界も、この経済的困難を克服し、再び発展軌道に乗せるため、企業家精神を最大限発揮することを決意する。

当連合会は、以上の基本的考え方に基づき、平成 11 年度予算編成お

よび税制改正ならびに財政・税制の中長期的課題について下記のとおり要望する。

記

第 1 予算編成

1. 来年度予算編成の基本方針

平成 11 年度は、経済危機の打開を最優先とし、当初予算において十分な事業規模を確保するとともに、経済情勢によっては機動的に補正予算を編成できる体制をとることも必要である。

予算の内容に関しては、いわゆるバラマキ型の予算配分は厳に戒め、当面の景気浮揚効果のみならず、中長期的な国民生活の充実、日本経済の持続的成長を展望して歳出の選別・重点化を図るべきである。

過度の財政赤字の拡大は、わが国の信用力、国際競争力を低下させる要因となる。平成 11 年度予算においても、国債発行額を極力抑制するため、歳出の効率化を徹底するほか、国有財産の売却など税外収入の確保に努めるべきである。

2. 重要政策課題

(1) 社会資本整備の重点化・効率化

景気対策のために増額された公共事業予算は、費用対効果の考え方を十分取り入れ、わが国の将来にとって真に必要不可欠な社会資本整備を中心に一層重点的に配分する必要がある。

具体的には、①全国規模の基幹的社会資本（国際ハブ空港、高速交通網）、② 21 世紀の発展基盤（情報通信、科学技術、地球環境）、③都市

機能の再生や豊かな都市生活実現のための投資に重点配分すべきである。

なお、公共事業の円滑な執行を図るため、急速に悪化している地方の財政事情に配慮して、国の負担割合を高めるなどの臨時的措置を講じる必要がある。

(2) 活力ある少子高齢社会の実現

社会保障の給付や負担の将来見通しが不透明なため、雇用不安とあいまって、国民が過度に慎重な消費態度をとっていることが長期不況の原因の一つになっている。政府は、年金・医療など社会保障の将来見通しを明らかにし、国民の老後に対する不安感を払拭すべきである。

特に、公的年金（基礎年金・厚生年金）への信頼を高め、今後も制度を継続的に運営するためには、世代間の不公平感を緩和し、将来の保険料負担の増加を抑制することが不可欠である。このため、厚生年金の給付水準を見直す一方、企業年金における確定拠出型年金の導入や個人年金の充実など自助努力を拡大する方向に税制を含めて諸制度を見直すべきである。

急激な少子化の進行を止め、活力のある少子高齢社会を迎えるためには、職業と出産・育児・介護が両立しうる社会、安心して子供を産み育てられる社会を築く必要がある。このため、政府としても出産・育児・教育・介護の経済的負担の軽減や住宅の質的向上に対する支援などの対策をとるべきである。

(3) 経済構造改革の促進

景気回復を確実なものにするためには、財政・金融政策の発動と同時に、内外の環境変化に対応して経済構造改革もこれまで以上に加速する必要がある。このため、以下のような施策について十分な予算措置が講

じられるよう要望する。

- ・競争力のある新産業の創出（ベンチャーの創業支援、既存企業の事業革新・新規事業開発の促進、産学共同・技術移転の円滑化など）。
- ・雇用対策の充実、労働力・人材移動の円滑化。
- ・中小企業対策の充実。
- ・魅力的な投資環境および資金調達環境の整備。

第2 税制改正

1. 現行税制の評価と来年度税制改正の視点

法人所得課税については、平成10年度から実効税率が46.36%まで下がったが、国際的にみて依然として高い水準にある。

個人所得課税については、平成10年所得に対して2度に及ぶ特別減税を実施した結果、課税最低限が非常に高くなった。さらに、平成11年1月から最高税率を50%に引き下げ、4兆円規模の個人所得減税を実施する方針が決定されているが、その他の税率構造は改正せずに定率の戻し減税を行う意向と伝えられている。しかし、ここで本格的な制度改正を先送りすれば、税制がますます歪められ、将来の増税懸念などから減税効果も減殺される恐れが強い。

来年度税制改正にあたっては、景気回復を確実にするため実質減税を基本とし、経済のグローバル化や少子高齢化など構造変化に対応する視点も重視すべきである。

2. 具体的課題

(1) 法人所得課税

企業の国際競争力を高めるため、法人所得課税の実効税率を平成11

年度から 40%以下に引き下げ、全額を実質減税とすべきである。その際、地方財政の厳しい状況に配慮し、国税（法人税）の税率引き下げにウエイトを置く必要がある。

地方法人課税（法人事業税、法人住民税）のあり方は、その見直しによる影響や国際的整合性などを含め、時間をかけて慎重に検討する必要がある。

（２）個人所得課税

グローバルスタンダードに合致させ、国民の積極的な向上努力に報いる観点から、個人所得課税については、所得税と住民税の合計最高税率を少なくとも 50%に引き下げるとともに、税率構造の簡素化とフラット化を内容とする恒久的な減税を平成 11 年 1 月から実施すべきである。

さらに、少子高齢化に対応する政策税制として、教育費控除の拡大、多子家族に対する特別扶養控除の拡大、個人年金控除の拡大などを検討すべきである。

（３）土地・住宅税制

豊かな国民生活を実現するため、良質な住宅建設を促進する意義は大きい。

住宅取得促進税制として、ローンの有無にかかわらず、住宅取得価格の 1%を 10 年間（合計 10%）税額控除する方式を検討すべきである。併せて、住宅取得資金にかかわる親子間の贈与について、現行 300 万円までの非課税の特例を、2000 万円程度まで大幅に拡大すべきである。

借家に関しても、定期借家権の導入を図るとともに、これを活用した良質な借家の供給を促進するため家屋の特別償却など税制面の措置を検討する必要がある。

さらに、土地・住宅の流通にかかる登録免許税、不動産取得税、印紙

税の軽減措置を時限的に一層拡大してもらいたい。

(4) 法人関連税制等

意欲的な企業や個人がその経営資源や能力を最大限活用できる環境を整備する観点から、以下のような税制措置を要望する。

- ・ 連結納税制度の早期導入。
- ・ 持株会社の設立や企業分割を容易にする税制。
- ・ ベンチャー育成・研究開発促進税制の大幅拡充。
- ・ 企業年金税制の見直し（特別法人税の撤廃、適格年金への社会保険料控除の適用など）。
- ・ P F I 推進のための税制。
- ・ 円の国際的利用を促進するための税制（非居住者に対する源泉徴収課税の撤廃など）。

第3 財政・税制の中長期的課題

1. 小さな中央政府の実現

(1) 中央省庁のスリム化

2001年1月から新しい中央省庁体制に移行するが、単なる省庁の数合わせに終わらせることなく、小さな中央政府への改革を確実に実行すべきである。

小渕総理は10年間に国家公務員の定員は20%、コストは30%削減する方針を打ち出しているが、改革について国民の理解を得るためには、さらに大幅に削減すべきである。その際、単なる努力目標として掲げるのではなく、法律によって具体的に定める必要がある。また、政治家が改革を率先する意志を国民に示す意味から、国会議員の定数についても削減する必要がある。

(2) 歳出の大幅削減

経済危機に対応して今般の財政出動を行ったが、財政再建の重要性はなんら変わるものではない。米国にみられる Pay-as-you-go 原則や各省庁に歳出削減のインセンティブを付与するメリット型予算など歳出構造そのものを改革する手法、および景気の動向にも配慮した実現可能性の高い中期目標を盛り込んだ、財政構造改革法に代わる新しい法律の検討を進めるべきである。

さらに、国債費を除く一般会計歳出を 10 年で半減するといった大胆な目標を掲げた上で、制度・政策の根幹を見直し、事務・事業の廃止と国有財産の処分、民営化・独立行政法人化、地方移管を着実に実行すべきである。

(3) 税制改革

税制については、国・地方を通じた直間比率の是正を進めるべきである。その際、消費税・地方消費税の税率引き上げはあくまでも直接税や社会保障負担の軽減を前提として行うべきである。個人所得課税については、広く薄く公平に負担する観点から、課税最低限の引き下げや納税者番号制度の導入を実現すべきである。

2. 分権型社会にふさわしい地方財政基盤の確立

深刻な不況のもと、地方財政もいま危機に見舞われている。この際、各自治体は地方公務員や議員の削減を含む思い切った地方行政改革を断行するとともに、独自の知恵を絞り、行政手腕を高めることによって、国および住民の信頼を高めるべきである。

自治体の自立性を確保し、自己責任を明確化するためには、財政面における国の干渉・関与を極力排除することが不可欠であり、補助金はも

とより、地方交付税についても段階的に縮小・廃止すべきである。同時に、国と地方の新しい役割分担に基づく税源の再配分、自治体の課税自主権の強化、応益負担や直間比率の是正の観点を織り込んだ安定した税収構造の確立などを実現する必要がある。

このため、国・地方を通じる税財政を検討できる総理直属の機関において、これらの問題について十分議論を尽くしたうえで、省庁再編が行われる 2001 年 1 月から逐次実行に移すことを提案する。

以 上